

住居表示地域（石神台・月京・高麗・東町）において同一の住居番号（住所）でお困りの方へ

住居表示における枝番号制度のお知らせ

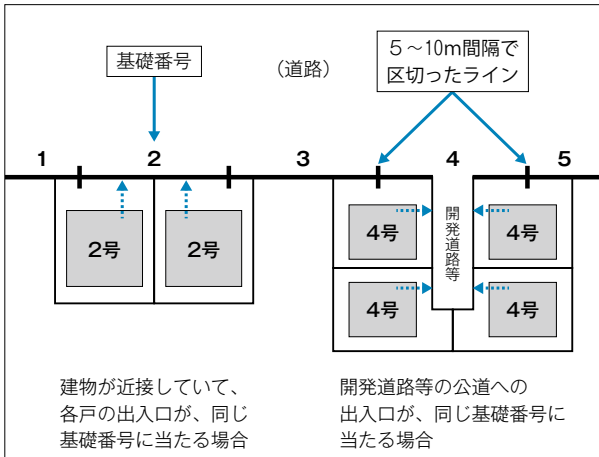
近隣の建物と同一の住居番号（住所）であることにより、郵便物の誤配等にお困りの方は、住居番号に枝番号を付けることができます。

【住居表示の枝番号について】

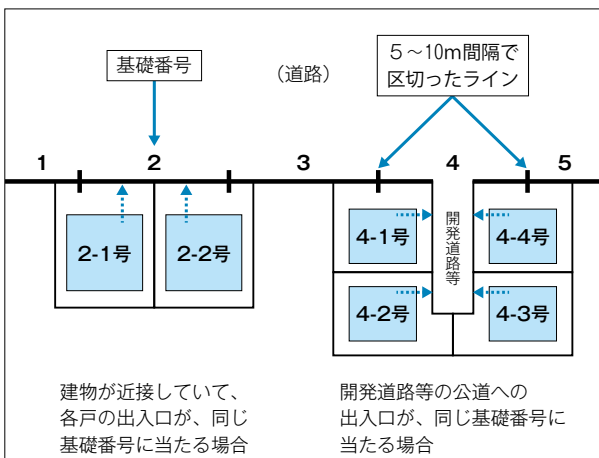
住居表示地域において、道路等に沿って5～10m程度の一定の間隔に区切って「基礎番号」を定め、建物の出入口の位置がかかる基礎番号が当該建物の住居番号となります。

【枝番号を付けた住所の表記】

◆ 枝番号がない住所の表記
〇〇一丁目1番1号



▲《現行》
同じ間隔の中に複数の建物がある場合、住居番号が同じになることがあります。



▲《枝番号付番後》
住居番号に「枝番号」を付けることで、住所を区別できるようになります。

◆ 枝番号を付番した住所の表記
〇〇一丁目1番1-1号

【枝番号の付番の申請】

《対象となる建物》

住居表示地域内の建物で、同じ住居番号が複数存在し、枝番号の付番を希望する場合

《申請者》

建物の建築主、所有者
※枝番号が付番されるのはご自身所有する建物のみで、同じ番号の相手方の住居番号は変更できません。

《申請方法》

◆ 既に住居番号が決定している場合、または既に該当建物に

居住している場合

○ 住居番号付番等申出書

○ 本人確認書類（運転免許証等）

※同一建物に複数人居住している場合は「同意書」、建物の居住者と所有者が違う場合は「承諾書」の提出が必要です。

◆ 新築の建物の場合（※通常の住居表示建築物新築等届と同じ手続き）

○ 住居表示建築物新築等届出書

○ 添付書類（案内図、配置図、1階平面図）

※新築の建物については、町で枝番号が必要と判断した場合のみ付番します。

【注意事項】

（申請前にご確認ください）

◆ 枝番号は、住居表示地域内の制度のため、地番を住所とする地域は対象外です。

◆ 枝番号の付け方にはルールがあるため、希望の番号にすることはできません。

◆ 既に住民登録をしている方が枝番号を設定すると、その建物に住んでいる方全員の住民登録（住所）を変更することになります。これに伴い、不動産登記や運転免許証など各種住所変更手続きをご自身で行う必要があり、そのための手数料等の費用はご自身の負担となります。

《住所変更の手続きが必要な一例》

◆ マイナンバーカード、住民基本台帳カード、小児医療証、ひとり親医療証、児童扶養手当証書など（大磯町）

◆ 土地・建物登記簿の所有者等の住所変更登記

◆ 自動車の運転免許証・車検証の住所変更

◆ 金融機関、電気、ガス、水道、保険等個人契約等に係る住所変更

◆ 勤務先、学校等への届出など
問 都市計画課 ☎ 内線 243

高規格救急自動車を更新

2月22日（火）に高規格救急自動車を更新しました。この救急車は、主に国府地区を管轄する車両で、国府分署に配備しました。

今回、更新された車両の特徴として、四輪駆動で坂道でも力強い走りとなり、さらに外観の赤色灯や内装の照明には全てLEDを使用しています。低電力であり、かつ視認性が良く安全性を高めた車両となっています。車両内の資器材についても、傷病者の観察、処置等に優れた最新鋭の資器材を導入しており、以前よりも活動しやすくなりました。

消防署では日々多様化する災害に対応できるように、資器材の強化、訓練を重ねていきます。



問 消防署 ☎ (61) 0911